

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市スポーツ施設設置条例（昭和61年大和市条例第35号。以下「条例」という。）第25条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申込書に添えて提出する書類)

第2条 条例第6条に規定する申込書は、指定管理者指定申込書とし、同条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款又はこれに類するもの
- (2) 申込みを行う団体の活動実績及び経営状況を説明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(専用利用)

第3条 専用利用（スポーツ施設及び設備（以下「スポーツ施設等」という。）を専用して利用することをいう。以下同じ。）をしようとする者は、スポーツ施設等利用申請書その他必要な書類を利用しようとする日の3月前から5日前までの間に指定管理者に提出しなければならない。ただし、利用しようとする日の4日前から当日までの間において、スポーツ施設等が利用できる状況であれば、指定管理者は、専用利用の受付をすることができる。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理した場合、その内容を審査し、利用の承認をしたものについては、スポーツ施設等利用承認通知書を交付するものとする。

(個人利用)

第4条 個人利用（大和市営大和スポーツセンターを個人で利用することをいう。）をしようとする者は、指定管理者に申し出なければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申出を受けた場合、その内容を審査し、利用の承認をしたものについては、スポーツ施設等個人利用券を交付するものとする。

(共用利用)

第5条 共用利用（大和市営大和スポーツセンターの競技場を共同で利用することをいう。）をしようとする者は、指定管理者に申し出なければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申出を受けた場合、その内容を審査し、利用の承認をしたものについては、スポーツ施設等共用利用券を交付するものとする。

(利用の禁止)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、スポーツ施設等への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に感染するおそれのある伝染病患者
 - (2) 幼児で付添人のない者
 - (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、管理上支障があると認められる者
- (利用者等の義務)

第7条 利用者及び利用者の利用目的に応じて入場した者（以下「利用者等」という。）は、入場中は別に定める利用者心得を遵守し、スポーツ施設等に従事する係員（以下「係員」という。）の指示に従わなければならない。

- 2 専用利用をする者は、利用するスポーツ施設等の秩序を保持するために必要な責任者を置かなければならない。
 - 3 利用者等は、係員が施設の管理上特に必要があつて立入りを要求したときは、これを拒むことができない。
 - 4 利用者は、スポーツ施設等の利用を終了したとき又は条例第18条第1項の適用を受けたときは、必要に応じて係員の点検を受けなければならない。
- (専用利用の取消し)

第8条 利用者が専用利用の承認の取消しをしようとするときは、利用日の5日前までに指定管理者に申し出なければならない。

(利用料金の減免)

第9条 条例第19条第4項の規定による利用料金の減免は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。ただし、第6号又は第7号に掲げる利用に係る照明設備の利用料金については、減免しない。

- (1) 本市が主催又は共催する事業として利用するとき 利用料金の全額
- (2) 指定管理者が主催する事業のうち、市長が必要と認める事業に利用するとき 利用料金の全額
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業のためにスポーツ事業として利用するとき 利用料金の全額
- (4) 公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団が主催又は共催するスポーツ事業として利用するとき 利用料金の全額

(5) 前号に規定する法人のほか、市が出資する公益財団法人及び公益社団法人が利用するとき
(前号に掲げる利用を除く。) 利用料金の2分の1の額

(6) 公共的団体が主催するスポーツ事業として利用するとき 利用料金の2分の1の額

(7) 国又は他の地方公共団体が主催するスポーツ事業として利用するとき 利用料金の2分の1の額

(利用料金の減免申請)

第10条 前条各号のいずれかに該当し、利用料金の減免を受けようとする者は、スポーツ施設等利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前条第1号に該当する場合は、当該申請書の提出を省略することができる。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、その結果をスポーツ施設等利用料金減免承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

(利用料金の還付)

第11条 条例第19条第5項ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 災害その他市長及び指定管理者の都合により利用できなかったとき 利用料金の全額

(2) 第8条の規定により専用利用の承認の取消しを申し出て、指定管理者が承認したとき 利用料金の全額

(3) 利用者の責めに帰することができない事由により専用利用の継続ができなかったとき 当該利用できなかった時間(1時間未満は切り捨てる。)に相当する利用料金の全額

2 前項各号のいずれかに該当し、利用料金の還付を受けようとする者は、スポーツ施設等利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(販売行為等の禁止)

第12条 利用者等その他スポーツ施設等に入場する者は、許可なくスポーツ施設内において、物品の販売、広告、宣伝、寄付、募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。

(様式)

第13条 この規則の規定により使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は、第1号様式については市長が、第2号様式から第8号様式までについては指定管理者が別に定める。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	指定管理者指定申込書	第2条
第2号様式	スポーツ施設等利用申請書	第3条
第3号様式	スポーツ施設等利用承認通知書	第3条
第4号様式	スポーツ施設等個人利用券	第4条
第5号様式	スポーツ施設等共用利用券	第5条
第6号様式	スポーツ施設等利用料金減免申請書	第10条
第7号様式	スポーツ施設等利用料金減免承認通知書	第10条
第8号様式	スポーツ施設等利用料金還付申請書	第11条